

令和4年9月5日



ご利用者様

公益財団法人 新潟県環境保全事業団
理事長 関根 繁明

廃棄物処理料金の改定について（お知らせ）

日ごろより、エコパークいずもさきをご利用いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物処理料金については、廃プラスチック情勢への対応等を理由とした一部見直し（令和元年及び令和2年）を除き、平成18年の改定以来、全般的な料金引上げを行わないまま15年以上が経過しております。昨今、搬入量を抑制の方向に適正化させるために見直しが必要な状況にあることから、全ての産業廃棄物について、下記のとおり処理料金を改定させていただくことといたしました。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新料金の適用年月日

搬入抑制に向けて早急に対策を講じる必要がある一方で、大幅な料金引上げとなる廃棄物についての激変緩和及び必要な周知期間を考慮し、2段階に分けて改定します。

第1段階 令和5年1月1日

第2段階 令和5年4月1日

2 廃棄物の種類別の改定内容

別紙のとおり

<改定理由>

- ・ 第3期処分場には計画を上回る量の産業廃棄物が搬入されており、埋立終了予定である令和13年よりも前に埋立が完了するおそれがある。
- ・ 災害が多い新潟県における災害廃棄物の処理の余力を確保していく必要がある。
- ・ このような状況下、廃棄物が民間の安定型最終処分場や中間処理施設での受入れが可能なものであるかも考慮の上、より効果的な搬入抑制を実施するよう、令和4年7月4日付けで新潟県から行政指導があった。
- ・ これを受けて、今般、廃棄物全般について民間処理施設の料金水準との均衡を考慮して見直しを行ったもの。

3 その他

- (1) 本書は、廃棄物処理委託契約書（以下「契約書」）第1条第2項第2号でいう、処理料金の改定の通知です。新料金表は、契約書と共に保管をお願いいたします。
- (2) 料金改定に合わせて、廃棄物の「種類」として表記している名称の一部を変更します。令和5年1月1日以降は、契約書第1条第2項第1号に記載されている名称を以下のとおり読み替えた上で、新料金表中の同名称の処分料金を適用します。

現在の名称	令和5年1月1日以降の名称	廃棄物コード (変更ありません)
非飛散性アスベスト（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	非飛散性アスベスト（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等）※1	1302
解体残さ（廃プラスチックを含む）※2	選別等残さ（廃プラスチック有り）※3	1560
解体残さ（廃プラスチックを含まない）	選別等残さ（廃プラスチック無し）	1565

※1 “石膏ボード”以外の全ての“非飛散性アスベスト”が該当します。

現在は、契約前にご参加いただく安全管理講習会等においてお伝えしているとおり、“がれき類”、“廃プラスチック類”、石綿含有仕上塗材のうちその除去方法によって“汚泥”としての受入れとなるものなど、“ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず”に該当しないものについても、運用として同じ料金を適用しております。今般は取扱いの変更はありませんが、名称がわかりにくいのご意見をいただいているため変更するものです。

なお、“非飛散性アスベスト（石膏ボード）”の名称は変更ありません。

※2 契約書に“解体残さ”とだけ記載されている場合を含みます。

※3 わずかでも廃プラスチックが混入しているものは“(廃プラスチック有り)”としての受入れとさせていただきますので、必要により契約変更をお願いいたします。

* 処理委託契約に関すること

エコパークいずもぎき管理事務所 電話 0258-41-7800

* 料金改定全般に関すること

総務課 電話 025-239-5750